

第4回
安平川下流域の土地利用に関する連絡協議会

令和元年10月2日（水）10時～12時
苫小牧市文化会館3F第2・第3会議室

1. 開 会

○矢 野：ただいまより第4回安平川下流域の土地利用に関する連絡協議会を開催いたします。

各委員の皆様方には、大変お忙しいところ本協議会にご出席いただきまして、まことにありがとうございます。私は、事務局兼ねて幹事の胆振総合振興局室蘭建設管理部治水課長の矢野と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

はじめに皆様をお願い申し上げますけれども、協議会の進行の妨げにならないよう携帯電話につきましてはマナーモードに設定していただくとともに、フラッシュをご使用になつた写真撮影はお控えいただきますようご協力をよろしくお願いいたします。

それでは、協議会を進めるに当たり、資料の確認をさせていただきます。議事次第、委員・幹事名簿、傍聴にあたっての注意事項、設置要領、資料1「平常時の土地利用について」、それに加えまして参考としていただくべく資料をお手元に配付しております。ご確認いただきまして、過不足のある方がいらっしゃいましたら挙手をお願いいたします。

○原 田：傍聴にあたっての注意事項がないのですが。

○矢 野：済みません。1枚お配りしてください。申しわけございませんでした。

次に、事務局であります北海道胆振総合振興局室蘭建設管理部の泉から、開会に当たりましてご挨拶を申し上げます。

○ 泉：ただいま紹介がありました胆振総合振興局室蘭建設管理部事業室長の泉と申します。本日は皆様お忙しい中、本協議会にご出席賜りまして、誠にありがとうございます。また、日ごろより室蘭建設管理部の河川行政の推進につきましてご理解、ご協力いただいておりますことに対しましても、この場をおかりしまして重ねてお礼申し上げます。

本協議会は、平成25年11月に策定いたしました安平川水系河川整備計画やその検討委員会でお示しました河道内調整地の形状と平常時の土地利用方法につきまして議論することを目的として、別途協議の場を立ち上げ平成20年5月27日に設立され、第1回協議会を開催いたしました。その後、平成24年7月27日に第2回協議会、平成26年11月18日に第3回協議会を開催し、本日は第4回協議会の開催となります。

前回の第3回協議会以降、幹事会を5回開催し、河道内調整地における平常時の土地利用方法の考え方につきまして皆様からご意見を賜り、治水機能の確保を基本に関係機関と調整を図ってまいりました。本日は、その内容について説明させていただくとともに皆様と調整を図らせていただき、河道内調整地の事業実施に向けて進めていきたいと考えております。今後、室蘭建設管理部は、環境に配慮した河道内調整地を含む安平川水系の治水事業の推進に一層努力していく所存でございます。

最後に、本日の協議会開催に当たりご協力いただいております皆様をはじめ関係する方々に感謝を申し上げて、ご挨拶とさせていただきます。本日はどうぞよろしくお願いいたします。

○矢 野：ありがとうございました。

それでは、着座したまま進行させていただきます。

2. 委員紹介

○矢野：次第に従いまして、委員の皆様をご紹介します。

会長の苫小牧工業高等専門学校名誉教授秋野様です。

株式会社苫東、委員の専務取締役佐野様です。

幹事の総務部長小馬谷様です。

公益財団法人日本野鳥の会、委員及び幹事兼任のレンジャー原田様です。

苫小牧漁業協同組合、委員及び幹事兼任の専務理事長山様です。

苫小牧港管理組合、委員の施設部長道脇様です。

幹事の施設部計画課長早崎様です。

苫小牧市、委員の産業経済部長金谷様です。

幹事の産業経済部港湾・企業振興課長力山様です。

苫小牧商工会議所、委員の専務理事森本様です。

幹事の中小企業相談所長兼商工振興部長遠藤様は欠席のため、代理として高橋様です。

苫小牧の自然を守る会、委員の代表館崎様です。

幹事の会員菊地様です。

北海道経済部、委員の産業振興局苫東・石狩担当課長辻様です。

北海道胆振総合振興局室蘭建設管理部、委員の事業室長泉です。

私、幹事の治水課長の矢野です。よろしくお願いいたします。

なお、幹事の北海道経済部産業振興局苫東・石狩グループ主幹の北様、及び委員及び幹事兼任のゆうふつ原野自然情報センター主宰村井様におかれましては、所用のため欠席となります。

3. 報告事項等

○矢野：次に、次第3の報告事項等としまして、円滑な協議会を行うため、さきに配付しました傍聴にあたっての注意事項をごらんください。傍聴するに当たっての守るべき事項としまして、1、会議開催中は静粛に傍聴することとし、拍手その他の方法により賛成、反対の意向を表明することはできません。2、ビラ・チラシの配布、横断幕の提示、ゼッケンの装着等の行為はできません。3、会議において写真撮影、録音、録画等は審議が始まる前までの冒頭部分のみとさせていただきます。その他、会議開催中の秩序を乱したり、議事を妨害するようなことはできません。傍聴される方は係員の指示に従ってください。おわかりにならないことがあれば係員にお聞きください。傍聴される方が以上のことをお守りいただけない場合は、注意し、なおこれに従わないときは退場していただく場合がございますので、ご了承ください。

また、当協議会における設置要領ですが、委員名簿の改定及び委員全員が同等の立場で

あることを踏まえ、「会長」の前段に「議事進行役として」を加えさせていただいております。パワーポイントでお示しします。このように赤字で「議事進行役として」という文面を入れております。皆様、これですよろしいでしょうか。はい、ありがとうございます。

4. 議 事

○矢 野：よろしければ、次第4の議事に入りたいと思います。

それでは、これ以降の議事進行につきましては、前回と同様に秋野会長にお願いいたします。秋野会長、よろしくをお願いいたします。

○秋 野：秋野です。よろしくお願いいたします。

先ほど泉室長から説明がありましたが、安平川水系河川整備計画検討委員会が今から13年前の平成18年に第1回委員会が開催されまして、5年後の平成23年3月の第9回委員会で正式に河川整備計画の原案が策定されました。私も一委員として当初から参加させていただいております。この委員会と並行する形で、河道内調整地の形状と土地利用について検討するため、平成20年5月に第1回連絡協議会が開催され、平成26年11月に河道内調整地の基本形状について合意形成されております。それ以降は平常時の土地利用方法について検討してございましたけれども、ようやく環境保全と治水を両立させた河道内調整地に着手する段階に来ております。皆様のご協力により議事をスムーズに進めていきたいと思っております。よろしくお願いいたします。これ以降、座らせていただきます。

それでは、議事次第4番の議事に入りたいと思います。議事の(1)として平常時の土地利用について、事務局から説明をお願いします。

○徳 田：事務局の室蘭建設管理部治水課の徳田と申します。本日はどうぞよろしくお願いいたします。資料1、安平川下流域の土地利用に関する連絡協議会説明資料【平常時の土地利用について】について説明させていただきます。時間の都合上簡略化させていただく部分もございますけれども、ご了承いただければと思います。

3ページ目をお開きください。当協議会の目的は2つございます。1つ目として、①河道内調整地の治水機能を損なうことが無く、かつ周辺の自然環境や将来における土地利用構想への影響を最小限にとどめるよう、その形状について協議・検討する。また、②河道内調整地区域内における平常時の土地利用方法を協議・検討することを目的として、皆様にお集まりいただいているところでございます。

1ページ目に戻っていただきまして、先ほど秋野会長におおむね説明していただいたので、ここは簡略化させていただきたいと思うのですが、第5回河川整備計画検討委員会で河道内調整地の形状、土地利用については協議会を別途立ち上げましょうということになりまして、連絡協議会が開催されました。第3回連絡協議会におきまして、土地利用形状について皆様のご理解が得られました。本日の第4回連絡協議会のために、幹事会を第4回から第8回まで開催いたしまして、その中で土地利用の方向性または整理をどういうふうにしていけばいいのかを、皆様のお知恵をかりながら調整させていただきました。

次のページは簡単な議事要旨になっております。土地利用につきましては、第4回幹事会で基本的なたき台の議論をしていただき、第5回幹事会で現地視察を行わせていただきました。第6回、第7回幹事会で具体的な利用の方向性について皆様からご意見、お知恵をおかりして整理していきまして、第7回幹事会で今回お示しする考え方についておおむね整理がついております。第8回幹事会で最終確認を行いまして、このたび連絡協議会で皆様に確認していただくことになっております。

2ページおめくりいただいて4ページでございますけれども、直近の第8回幹事会での主なご意見をご紹介させていただきます。漁組様からのご意見として、サケの放流・遡上に影響のないように国・北海道・苫小牧市と工事の打ち合わせを実施している。また、周辺企業の水質調査も年2回実施する等魚類環境への配慮を行っている。本工事前においても十分な協議を行って周囲堤工事を進めてもらいたいというご意見でした。河川管理者としては当然、周囲堤の工事については随時協議を実施し、配慮事項を確認させていただきながら進めていきたいと回答させていただきました。

続きまして2つ目、周囲堤調整地予定地の現在の土地所有者はどのようになっているのか。また、周囲堤の造成後における土地所有者と環境への配慮について教えてほしいというご意見がございました。現在は土地の6～7割ぐらいは苫東様の土地で、弁天沼は財務省所管の用地ですけれども、周囲堤の造成後土地所有者は国土交通省となり、北海道が管理することになります。環境への配慮としましては、当然施工中も配慮しますけれども、施工後も引き続きモニタリング調査により経過観察を行っていきます。

3番目、周囲堤完成まではまだ時間を要するが、完成後の土地利用についてはどのように考えているのかというご意見がございました。現時点で土地利用に関する要望は具体的には挙げられておりませんが、利用の要望があれば、保全に帰する内容の場合において河川管理者として占用許可により対応する方針ですと回答しております。

4番目でございます。これまで幹事会が数回開催されているが、どの時点で大まかな方向性を決定するのかというご意見でした。これまで実施した幹事会を踏まえ、今回協議会にて方向性を決定したいと考えております。

5つ目、協議会を閉じた後に安平川の変化に対する意見や利活用申請等がある場合、市民や団体に対してどのように対応していくのかというご意見ですが、利活用等の要望がある場合につきましては、各自治体や団体等の主導のもと別途協議会等を開催・議論していただくことが望ましいと考えております。学校等の行事等個別の利用がある場合については、個別に打ち合わせをさせていただくことで対応したいと考えております。以上が第8回幹事会での主なご意見でした。

今回の協議会開催前に関係機関の皆様土地利用に関するご意見をお聞きしました。5～7ページ目に各関係機関の主なご意見をまとめておりますので、ご紹介していきます。北海道経済部様のご意見として、湿地の保全が望ましいのではないかと。河川管理者として対応できることとしまして、周囲堤の工事については随時協議を実施し、配慮事項を確認し

ながら進めていきます。

株式会社苫東様からは、おおむねの売却範囲は決定し、売却後の用地使用について意見はないとのことでした。河川敷地になった後は、工業地帯のうちの骨格緑地として位置づける予定ということでした。

苫小牧漁業協同組合様からは、市民としてのご意見ということでお伺いしております。良好な自然環境をうまく利用して人を引き込むべき。事務局が案を出して各委員から意見をもらったほうがよい。自然環境保全のため、利用する場所を限定する。議論する人はいても、実施する人がいないのではないかとのご意見でした。この中で河川管理者として対応できることを右側に記載しておりますが、堤防上の管理用通路や坂路の整備により人の流れの動線を確認していく。また、後ほど詳細に説明しますけれども、占用許可制度によって支援することで、いろいろできることがあるのではないかと考えております。

続きまして、苫小牧の自然を守る会様からいただいたご意見としては、自然環境を保全していただきたい。自然に手を入れなくてほしいとのことでした。我々は堤防等の河川工事に当たり、環境影響を最小限に抑える工法、措置を検討して実施していきます。また、工事の際に貴重種等が確認されれば、移植等の対策を検討します。

苫小牧市産業経済部様には、土地利用に関しては他部署に関係することが多々ございますので、産業経済部様を通して各部署に確認していただきました。次ページにそのご意見を記載しておりますので、ご紹介します。環境生活課様からは、湿原地帯の維持保全につきましては分断せず一体的な保全を行い、工事期間中も現状の湿地環境に影響を及ぼさないよう最大限の配慮を行い、事業終了時には国設鳥獣保護区特別保護地区レベルの指定をし、野生鳥獣等の生息環境の保全に必要な規制が必要だというご意見です。また、その他の場所の土地利用については、個別の土地利用計画の自然環境影響評価のほか、土地利用全体での総量による規制、春秋の渡りの時期や繁殖期等の時期による規制も考慮しながら判断すべきである。まちづくり推進課様からは、事業完了後を目途として河道内調整地を市街化調整区域に変更する予定としている。平時の利用につきましては、基本的に建築物を建てることのできない市街化調整区域において可能な土地利用による活用を希望する。また、観光振興課様からは、フィルムコミッション事業に関する土地の活用等を希望するというご意見をいただいております。

きょうご欠席されているゆうふつ原野自然情報センターの村井様からは、自然環境を良好に保全する必要がある。どのような場所かを知らせ、かかわりを持たせる必要がある。放っておくと、むちゃくちゃになる。利用するとしてもルールが必要。どこが主体になるのかが大事というご意見です。堤防等の河川工事に当たりましては、河川管理者として環境影響を最小限に抑える措置を検討するとともに、先ほど申し上げたとおり、占用許可制度によって支援することで何かできるのではないかと考えております。

苫小牧港管理組合様からは、ご意見は特にございませんでした。

続きまして、7ページ目でございます。日本野鳥の会様からは、河道内調整地をラムサー

ル条約湿地としたい。ゾーニングを利用区域と保全区域に分けて利用したい。事前環境保全のため立ち入りを制限したい。ブロッコリー畑はなくして原野にしてほしいというご意見でした。河川管理者としてできることは、占用許可制度による支援ができるのではないかと考えております。

商工会議所様からは、特にございませんでした。

以上、皆様の土地利用に関する意見集約をしてみますと、共通しているご意見は、自然環境の保全ということで統一されるのではないかと考えております。

続きまして、8ページ目でございます。安平川において、今後の河道内調整地での平常時の土地利用に関してできることについて考えてみますと、堤防の整備、占用施設の許可等を考えております。河道内調整地の主な整備と管理施設として、周囲堤と坂路と底地に分けております。周囲堤につきましては、治水機能が損なわれないよう維持管理していく。河川の巡視や堤防点検時に利用する。坂路については、河川の巡視や堤防点検時に利用する。底地については、治水機能が損なわれないよう維持管理する。その上で良好な河川環境の保全にも努めていく。また、河川施設の利活用のための支援ということで、河川敷地占用許可準則に基づく施設の占用の許可ができるのではないかと考えております。利活用のための留意点としましては、まず治水機能が損なわれないような施設配置及び維持管理を行うこと。適正かつ合理的な水利用、水環境の保全に努めていくこと。良好な河川環境の保全と回復に努めることが、利活用のための留意点だと考えているところです。

9ページ目には、河川敷地占用許可準則の目的について記載させていただいております。河川敷地占用許可準則は、河川が公共用物であることにかんがみ、治水、利水及び環境に係る本来の機能が総合的かつ十分に維持され、良好な環境の保全と適正な利用が図られるよう、河川敷地の占用の許可に係る基準等を定め、地域の意向を踏まえつつ適正な河川管理を推進していくことを目的としております。河道内調整地での適用可能性について、事前に皆様からご意見をいただいていた自然環境の保全という視点で考えますと、下記の表のように分けることができます。考えられる占用施設を左側に書いておりまして、それに対して安平川河道内調整地への適用可能性について右側に、赤書きや青書きで記載させていただいております。

順に説明します。河川敷地そのものを地域住民の福利厚生のために利用する施設。一般的には都市部においては公園や広場がありますけれども、公園またはスポーツ施設、キャンプ場、自転車歩行者専用道路等が考えられます。適用可能性につきましては、広い面積や駐車場の整備を必要とする施設は、環境の改変範囲が広がることや自動車の騒音・排気の問題があるため、許可することは難しいと考えております。また、不法投棄や犯罪等の防止のため、河道内調整地への出入りを制限することも考えられます。自由な出入りが可能となる自転車・歩行者の専用道路整備は許可できないものと想定しております。

2つ目ですが、河川に関する教育、学習、環境意識の啓発のために必要な施設として、一般的には学習施設、自然観察施設等が考えられます。それに対しましては、河川教育・学

習等を目的とし、一時的な占用で対応可能なものについては許可可能と考えております。例えばイベントでの使用、容易に撤去可能な建物・テント等を考えております。ただし、自然観察施設や河川管理者以外の倉庫等で恒久的な施設については、不法投棄や犯罪等の防止の観点から許可しないことが想定されております。

3つ目、住民の生活または事業のために設置が必要、やむを得ないと認められる施設として、通路、生けす、採草放牧地等がございますけれども、住民の生活、事業のために設置が必要、やむを得ないと認められる施設は、今のところ想定しておりません。

最後に、占用施設については、当該施設周辺の騒音の抑制及び道路交通の安全の確保上必要、やむを得ないと認められる場合に限り、当該施設と一体をなす利用のための駐車場の占用を許可することができるとございますけれども、広い面積を必要とする駐車場は、環境の改変範囲が広がることや自動車の騒音・排気の問題があるため、許可しないことを想定しております。

このことを踏まえて幹事会でご意見をいただきました。そして、今後利活用について具体的なものが出てきた場合に柔軟に対応できるよう、幹事会で調整させていただきます。土地利用の方向性としまして、10ページにお示しする赤書きの部分で考えております。現時点では具体的な土地利用計画はないので、将来の利用に向け占用の基準を整理する。河道内調整地の土地利用については、原則自然環境の保全を図るものとするが、地域住民の福利厚生や河川に関する教育または学習、将来的な地域の発展に資する目的の占用については、自然環境への影響等を審査した上で許可の判断を行うこととしたいと考えております。基本的には保全という方向で整理させていただいているのですが、学習や教育という観点での利用については柔軟な対応をしていきたいと考えております。今回の協議会では、土地利用の方向性である自然環境の保全を踏まえた上記の占用基準についてご確認いただければと考えております。

以上です。

○秋 野：ありがとうございます。ただいま事務局より説明がありましたけれども、この件につきましてご質問、ご意見等をお願いしたいと思います。どうぞ。

○館 崎：河道内調整地の土地利用についてはまだ先のことだと思うのですが、それ以前に堤防をつくるとか、必要な工事がありますよね。私はそれがとても気になっているのです。どこから土を持ってくるのだろうかとか、どのぐらいの土が必要なのだろうか、気がかかるのですが、そういうことはこの会では検討課題にならないのでしょうか。

○徳 田：この協議会は、先ほど申し上げたとおり、土地利用の基本形状と利活用の考え方や方法について協議していただく場ですので、個別の工事の詳細とかを議論する場ではございません。ただ、工事の進捗状況等をご説明することは、我々河川管理者、公共工事の発注者として必要なことだと思っていますので、必要であればそのような場を設けていきたいと考えております。

○館 崎：わかりました。私は必要だと思いますけれども、皆さんのご意見次第で動いてください。よろしくお願いします。

○徳 田：工事はまだ実際に始まっておりませんが、具体的な工事の内容等の詳細について、情報を共有する場を我々が提供させていただく形ではいかがでしょうか。

○館 崎：よろしいと思います。

○徳 田：それであれば、今後我々が関係機関の皆様にお声がけして、工事の内容等の情報を共有できるような、工事状況等を説明する場を設けたいと思います。

○館 崎：よろしくお願いいたします。

○菊 地：済みません。同じ会の者なのですけれども、私もちょっとつけ加えさせていただきます。会議を閉じた後のことが一番気になっているのです。今は利活用について話をしているのですけれども、そこに至るまでは10年、20年という大変な年数がかかります。その間に環境もいろいろ変化するでしょうし、市民に忘れ去られてしまうのではないかという心配もあるのです。せっかく自然環境的に優れたすばらしい場所であるのに、放置されてしまうおそれがある。いざ工事が終わって、使えますよと言っても、その重要性がわからなくなってしまう。20年もたつと、生まれた子が成人するのです。ひょっとしたら私も20年後いるかどうかもわかりません。なので、今どんな状況であるか、この場所がどういう状態であるのか、自然環境がどれほど優れているのかということを経営して伝え続けなければいけないと思います。今おっしゃっていただいた、工事の状況を伝えていただける場を設けていただけるのは大変ありがたいことなので、ぜひよろしくお願いします。

○徳 田：わかりました。多量の土砂を堤防として盛りますし、時期的にも見通せないところもございますので、工事の進捗状況を共有する場を設けたいと思います。また、まちづくりや、環境の部分にもかかわってきますので、ご懸念されていることをその場で忌憚なくご発言いただければ、いろいろ調整させていただきたいと思います。

○秋 野：ありがとうございます。

それ以外にいかがですか。

○原 田：今の件に関連するのですが、ここで保全とはっきり明言された上で工事に入ることになります。希少であるというのはこれまでの調査でもわかっておりますけれども、それが維持されているのか、影響が何か出てきたのかというような調査、環境の把握に関しては今後どのように考えていらっしゃいますか。

○徳 田：工事施工中はもちろんのこと、環境のモニタリングは必要だと思います。また、経過観測して、何かしなければいけないときは専門家を入れて対処方法を検討したいと考えております。また、長いスパンなので、工事が終わった後も、どういう形で環境のモニタリングをしていけばいいのかを考えていかなければならないと考えております。

○原 田：そういったことへの要望ですとか働きかけは、北海道さんにすればよろしいですか。私どもも苫東の中で希少鳥類の調査等をやっておりますので、それによって環境にかかわるようなことを感じたら、北海道さんのほうにいろいろ相談したり、調査をお願い

したりすればいいのですね。

○徳 田：そうですね。そのモニタリングは実施しておりますので、まずは私たちとコンタクトをとっていただきたいと思います。逆にお知恵を拝借したいこともありますので、そこは調整させていただきたいと思っております。

○原 田：わかりました。

○秋 野：それ以外にありますでしょうか。どうぞ。

○力 山：今、北海道様のほうから工事報告会というお話が出ましたが、レンジャーの原田様からもいろんな懸念があるというご指摘もありましたので、そのような会が開催される時は、市としても、私ども以外の部署、例えば環境の部署ですとかまちづくりの部署にも声をかけた上で、参加させていただきたいと考えます。

○秋 野：苫小牧市としては、窓口はおたくの部署でよろしいのですか。

○力 山：はい、窓口は今までどおり私どもで大丈夫かと思うのですけれども、庁内各課が連携して取り組む必要があると思っております。

○秋 野：わかりました。

それ以外に何かありますでしょうか。どうぞ。

○菊 地：弁天沼の周辺は、野鳥の会さん主催で定期的に観察会が行われてきた場所なのですけれども、そういった利用は工事中も継続していけるのでしょうか。

○原 田：普及啓発の場として、あるいは調査の場として大変貴重な環境なので、同じような形で利用させていただきたいという意向はあります。それに関してはいかがでしょうか。

○徳 田：工事の状況にもよるのですけれども、基本的に問題はないと思っておりますが、安全管理のために事前の調整はしていただいたほうがよろしいかと思えます。今はまだ用地の買収も進んでおりませんので、我々よりは所有者様と調整していただくことになると思えます。今どういう状況かということは、先ほどご提案した情報共有会等でお示しできますので、そこで皆様と調整していけるのではないかと考えております。

○菊 地：わかりました。では、市民の立場として観察会を開きたいとか勉強会を開きたい場合は、その都度その土地所有の主体の方に許可をいただくという方向でいいのでしょうか。

○徳 田：現時点ではそうなるかと思えます。

○菊 地：わかりました。ありがとうございます。

○秋 野：ほかによろしいですか。どうぞ。

○佐 野：苫東では、現時点でも調査のために立ち入りをされる場合は所定の手続をとっていただいています。弊社が所有している段階で何かされたいという場合は、今と同様の手続を事前をお願いしたいと思いますので、よろしく申し上げます。

○秋 野：土地利用の仕方、ブロッコリー畑はなくして原野にしてほしいという要望が野鳥の会からあったのですけれども、これは苫東さんと関係するのですよね。

○佐野：苫東のブロッコリー畑としての利用については、あくまで暫定的なものとして運用しておりますので、売却後の扱いについては弊社として何か支障があるということはありません。

○原田：環境保全とうたっている以上、こういう場で農地の利用はふさわしくないとしっかり明言していただけるとありがたいのですが、いかがでしょうか。

○徳田：困難と考えているということは言えると思うのです。これから用地交渉を苫東様とさせていただくところなので、具体的にどのような方がどういうところで使われているか、我々もこれから把握するところです。

資料の7ページ目で、野鳥の会様からブロッコリー畑はなくして原野にしてほしいとご意見に対して、河川管理者の対応として、占用許可制度による支援と書かせていただいております。このことに関して説明させていただきますと、自然環境の保全または治水に対する影響、要は洪水時に雨が降って水が流れてきたときに畑があった場合、下流に流れてしまうという懸念もございますので、現時点では河川占用に対して許可することは非常に困難であると想定しております。ご理解を得ていく必要もありますので、そこは丁寧に対応していきたいと考えております。

○原田：わかりました。

○秋野：それ以外に何かありますでしょうか。どうぞ。

○館崎：村井さんの意見のところ、どこが主体になるかが大事と書いているのですが、今現在はどんなふう考えているのですか。

○徳田：工事の情報については我々が主体となって皆様にお声がけをさせていただきますけれども、具体的な利用に関しては、一番利活用される団体の方が主体となって協議、検討していただくことが望ましいと考えております。我々河川管理者としてサポートできるところは当然サポートしていきますし、占用についての考え方等についてもご相談できると思います。おっしゃられているのは、利活用の団体は具体的にどこを考えているかということですね。

○館崎：協議会にかわる団体をと考えているのですけれども、それはどうなるのかなと。

○徳田：工事の状況についてはうちが主体なのですが、その会合の中で皆様から利活用について具体的な案が出てきた段階で、主体となる団体、例えば市役所様や環境団体様が主体となって協議して、会議を進めていただくということを考えています。

○館崎：今のところは白紙状態ということですね。

○徳田：具体的な話がまだないので、まずは占用基準を整理して、今後考えられる方にとって前向きなものになるようにということで、利用の方向性については結論づけたいと考えております。

○秋野：あとはよろしゅうございますか。きょうでこの協議会は終わる方向でいきたいと思っておりますので、まだご発言のない方、最後ですのでよろしく申し上げます。長山さん、どうぞ。

○長 山：漁協の立場からも発言させていただきます。実は苫小牧市民ではないので、25年以降、全く土地勘のない議論をいたしました。現場を知らないで議論してもむなしという思いもありましたので、私から提案して27年に現地視察をやらせてもらいました。もう一点は、幹事のメンバーもかわるのです。そうすると、発言に一貫性がなくて、継続性のない議論になって、そういう面もあって資料にコメントさせていただきました。

それと、皆さん知っている以上に海の環境がよくないです。僕は厚幌ダムを含めて現場へ行って監督しますし、議論します。それから去年、この管内一円の国、道、市でやっている協議会を立ち上げました。恐らく全道で一番工数の多い管内ではないかと思っているぐらいです。企業排水も取らせてもらって、データは全部相手に報告していますし、陸も海も一体となって環境を守ろうという思いで継続しています。皆さんから意見があったようにモニタリングは絶対必要なもので、どういう場面であろうともデータを集めて、継続性を持ってぜひ実行していただきたいと思います。よろしくをお願いします。

○秋 野：港管理組合は何か。

○道 脇：当方としては、港湾の管理上は特段言うべきことはございません。先ほどのお話にあった、情報を共有する会を今後開いて、経過について皆さんといろいろ議論できることは非常にいいことだと思いますので、我々も参加させていただきたいと考えております。

○秋 野：苫小牧市からは。

○金 谷：私どもとしても全く同じ考えでございます。市の産業部門でいけば、企業さんがいっぱい張りついてほしいとか、観光面で自然を生かした魅力をどのように発信するかということでもいつも対応させていただいていますので、両方生かすとなれば無理が来るかもしれないですけども、やはり両立できる形が一番いいと思います。私どもも情報共有の場には必ず出させていただきますし、産業、経済だけではなくて、まちづくり、環境部門も当然かかわっていかなければならないと考えておりますので、その中で一番いい方向に進むような話し合いをしていきたいと思っております。

○秋 野：商工会議所、よろしくをお願いします。

○高 橋：私をはじめめてめてなのですけれども、皆様からいろいろなお話をお聞きしました。会議所としては経済界なので、自然との共生、企業活動をメインにここの地区をどう見るかということが議論されてきました。特に勇払川の改修についてずっと議論されてきましたけれども、これから工事に入って、その情報が共有されればタイムライン的なものも出てくると思いますので、そういう情報共有の場をつくることは大事だと思います。

○秋 野：苫東さんは、あと何かありますか。ないですか。それでは、北海道経済部からは何かありますでしょうか。

○ 辻：私が今いる部署も苫小牧市さんの産業部さんと同じで、基本的に産業振興がメインです。今回事前の協議で意見として出させていただいた、湿地の保全が望ましいというのも、我々には環境部署もございますので、庁内のいろいろな意見を聞いて出させてい

ただいた次第でございます。いずれにしても土地の利用に関しては、産業開発と自然環境の保全が両立してこそ地元にとってもプラスになると思います。これから工事が始まる中でいろいろ情報共有させていただきながら、双方からいろんな意見が出てくるかもしれませんが、その解決に向けて私どもとしてもできることはやっていきたいと考えております。

○秋 野：ありがとうございます。

それ以外に、ぜひ言っておきたいというご意見があればお願いします。よろしゅうございますか。

それでは、意見が出尽くしたと判断いたします。第3回協議会以降の幹事会で、平常時の土地利用についてさまざまなご意見をいただきましたが、事務局が皆様と調整した結果、土地利用の方向性あるいは占用許可の判断基準を示すことができました。平常時の土地利用については、本日の皆様からのご意見を踏まえた上で、協議会としてその方向で確認できたということでよろしゅうございましょうか。

ご意見もないので、賛同を得たというまとめにしたいと思います。平常時の土地利用については、今回提示しました方向、判断基準をもって協議会は終了します。先ほど事務局から話があったとおり、今後についてはこの連絡協議会ではなくて、関係機関を中心とした工事情報を共有する場を室蘭建設管理部が提供するという確認がとれました。

それでは、議題の(2)その他については、事務局どうでしょうか。

○徳 田：特段ございません。

○秋 野：以上で本日の議事が終了しました。皆様のご協力が無事終わらせることができました。ありがとうございました。進行を事務局にお返しします。

5. 閉 会

○矢 野：秋野会長、どうもありがとうございました。本日の議事の概要につきましては、事務局で案を取りまとめまして、各委員に記載内容についてご確認いただくようにいたします。その上で会長に最終確認をいただきまして公表したいと考えております。

以上をもちまして第4回安平川下流域の土地利用に関する連絡協議会を終了いたします。お集まりの皆様、お帰りの際は交通事故等に十分気をつけてお帰りください。本日はまことにありがとうございました。